

2018年度事業報告（要約）

2018年度事業報告－総論

はじめに

当財団を取り巻く環境は、①技能実習新法下における徹底したコンプライアンスに基づく事業運営、②専門家局との連携による日本語教師派遣の休止と技能実習生研修所への教師派遣再開、③外国人材受け入れのための新在留資格「特定技能」の新設など、次のステップに向けた転換期を迎えています。2018年度は、こうした状況の中で、昨年7月からスタートした新体制のもとで2018年度の事業展開について慎重かつ大胆に取り組み、持続可能な組織づくりを目指して、新しい事業分野にも果敢にチャレンジした年でした。

1 人材育成事業の推進

1) 技能実習事業

当財団は、上半期に全国監査会議を2回（4/3-4、7/26-27）開催し、監査マニュアルや実習実施者（受入れ企業）が備えておくべき帳簿類および外国人技能実習機構に提出する申請書類について指導の徹底と認識の共有化を図りました。また、当財団に外国人技能実習機構の現地検査（12/4）が入り、実習生の受け入れ実態や備え付け書類等の点検を受けました。機構からは、大きな問題は無かったとの講評を受けました。

実習生の受け入れについては、惣菜製造等を中心に既存実習実施者の受け入れが拡大したことから、拡大基調で推移しました。

介護技能実習生の受け入れは、当財団としては、対人サービスとしての特殊性や監理団体としてのキャパシティ、前職要件や日本語能力の厳しさ、報酬等の課題から見送ってきました。今後、監理団体としての責任を全うできる条件が整理されるならば介護の分野にも取り組んで行きたいと考えています。

昨年12月の臨時国会において外国人労働者の受け入れを拡大するための出入国管理法の改正案が可決・成立し、新在留資格「特定技能1号・2号」が新設されました。当財団の事業形態にも大きく影響することが予想されることから、財団としての取り組み方針を定めることとしました。

2) 日本語教師派遣事業

教師派遣事業のパートナーであった中国国家外国専門家局は中国科学技術部に統合、科学技術部の中に外国専門家服務司が新設され、旧専門家局の対外交流業務が引き継がれました。

このため、当財団は専門家局との合意にもとづき1年間の暫定的な「日本語教師の派遣と招聘に関する協議書」および「覚書」を専門家局傘下の会社と締結し、新規と継続・延長を含めて日本語教師の派遣を行いました。

また、中国における日本語教師や日系企業への就職を目指す人材の育成をはかる取り組みとして、2016年度外務大臣「中国における日本語教育推進」個人表彰を受賞した笈川幸司氏と連携し、「北京日本語特訓合宿（笈川教室）」の支援を行っていくことにしました。

中国の研修所への日本人日本語教師の派遣については、人社部国際交流服務中心からの要請もあり、濰坊研修所に教師派遣を再開しました。

2 新規事業の展開

1) 特定技能登録支援事業

昨年の12月、外国人労働者の受け入れを拡大するための出入国管理法等の改正案が成立し、新在留資格「特定技能1号・2号」が2019年4月から実施されることになりました。

当財団は、特定技能に関わる情報を収集整理し、登録支援機関としての可否、登録支援事業の立ち上げの可能性等々を検討し早急に結論を出すため、「特定技能1号・2号の対策に関するPT（「特定技能PT」）」を設置し、受け入れ企業のニーズを把握しつつ新しい在留資格に迅速かつ的確に対応していく体制を整えることにしました。

おわりに

私たちは、技能実習事業や日本語教育事業、新規事業、国際交流事業等の継続に向け、財団の理念である「人づくり」を事業のベースに位置づけて役職員が一丸となって取り組む決意です。関係各位のご理解、ご支援とご協力を心からお願いします。